

薬食発0619第1号  
平成27年6月19日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成27年政令第251号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）が平成27年6月19日に、それぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物から除外した。

硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤  
(CAS No. : 58339-34-7, 12656-57-4)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) N- (2-アミノエチル) - 2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤 (N- (2-アミノエチル) - 2-アミノエタノール10%以下を含有するものを除く。)  
(CAS No. : 111-41-1、別名称：2- [ (2-アミノエチル) アミノ] エタノール及びこれを含有する製剤 (2- [ (2-アミノエチル) アミノ] エタノール10%以下を含有するものを除く。))

(2) 2-エチル-3, 7-ジメチル-6- [4- (トリフルオロメトキシ) フェノキシ]

－4－キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 875775-74-9)

(3) シアナミド及びこれを含有する製剤 (シアナミド10%以下を含有するものを除く。)

(CAS No. : 420-04-2)

3 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質

(CAS No. : 58339-34-7, 12656-57-4)

(2) 4, 4´-アゾビス (4-シアノ吉草酸) 及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 2638-94-0)

(3) (E) - [ (4RS) - 4 - (2-クロロフェニル) - 1, 3-ジチオラン-2-イリデン ] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 101530-10-3)

(4) 1 - (2, 6-ジクロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-p-トリル) - 4 - (ジフルオロメチルチオ) - 5 - [ (2-ピリジルメチル) アミノ ] ピラゾール-3-カルボニトリル (別名ピリプロール) 2.5%以下を含有する製剤

(CAS No. : 394730-71-3)

(5) (E) - [ (4R) - 4 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 1, 3-ジチオラン-2-イリデン ] (1H-イミダゾール-1-イル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 187164-19-8)

4 施行期日

平成27年7月1日から施行する。ただし、第1の1及び3については、公布日に施行する。

5 経過措置等

(1) 新たに劇物に指定された第1の2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日 (平成27年7月1日) において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年9月30日までは、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号。以下「法」という。) 第3条

(禁止規定)、第7条 (毒物劇物取扱責任者) 及び第9条 (登録の変更) の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存する物については、同日までは、法第12条第1項 (法第22条第5項において準用する場合を含む。) 及び第2項 (毒物又は劇物の表示) の規定は適用しない。

(2) 新たに劇物に指定された第1の2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者

を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるので、関係業者を適切に指導されたい。

## 第2 改正省令の内容について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

(1) 2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤

(2) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10%以下を含有するものを除く。）

## 2 施行期日

平成27年7月1日から施行する。

## 第3 その他

改正政令及び改正省令の新旧対照表については、別添1及び別添2のとおりである。

また、今般、劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりである。

